様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年4月23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃにほんおーぷんしすてむず  一般事業主の氏名又は名称株式会社日本オープンシステムズ  （ふりがな）その ひろあき  （法人の場合）代表者の氏名園 博昭  住所　〒930-0858  富山県富山市牛島町9番5号 Dタワー富山7階  法人番号　2230001002235  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 日本オープンシステムズウェブサイト  「企業理念」 | | 公表日 | 2025年2月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公表場所：https://www.jops.co.jp/management/  記載箇所：「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 近年、企業を取り巻く環境は急速に変化しており、デジタル技術を活用した競争力の強化と、変革を進めるための組織体制の重要性がますます高まっています。  こうした中、当社では、デジタルガバナンスコード3.0に準拠したDX戦略を策定し、取り組みを進めています。デジタルガバナンスコード3.0では、企業が直面する変化に対応するためには、データとデジタル技術を活用した経営変革の取組みが不可欠であるとされています。 この取り組みを具現化するため、当社では「DX・システム部」を設置し、DX推進の中核として、DX戦略の実行から支援体制の強化までを一貫して担っています。  当社は「自社のDX推進を基盤に、お客様のDXを支援すること」とを自らの使命と位置付け、デジタル技術を通じて、社会全体の発展と持続可能性の向上に貢献してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議に基づき、当社ウェブサイトにて公表した |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 日本オープンシステムズウェブサイト   「企業理念」  ②日本オープンシステムズウェブサイト  「組織図」 | | 公表日 | 1. 2025年2月21日 2. 2024年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ウェブサイトに掲載   公開場所： <https://www.jops.co.jp/management/>  記載箇所：「DX戦略」   1. 公表方法：当社ウェブサイトに掲載   公開場所： <https://www.jops.co.jp/about/>  記載箇所：「ホーム > 事業所・会社概要 > 会社情報 > 組織図」 | | 記載内容抜粋 | 1. DX戦略 2. DX推進に対する理解と取り組みを加速させるために、社内でデジタル技術活用例を共有する。 3. お客様情報および活動履歴、市況・法改正などのデータをタイムリーに把握することで、お客様のDXニーズを的確に捉える。 4. DX推進を持続的に行うため、プロジェクト評価やベストプラクティスのフィードバックを取り入れる仕組みを整え、全社的なDXスキルを底上げする。 5. クラウドネイティブなシステム開発を含む最適なDXソリューションをお客様に提案することで、顧客満足度と競争力を強化する。 6. DXニーズに応えるため、大学や高専などの教育機関ならびに研究機関、公共機関、同業他社との連携を深め、共創による解決、協業によるシナジー効果創出に挑戦する。 7. お客様経営層との積極的な対話を通じ、DXに関連する課題を共有する中で、顧客企業の経営ビジョン（DX戦略）との合致を目指す。 8. 社内技術者に、ジョブまたはプロジェクトローテーションの機会を提供するとともに、社外研修やセミナーへの参加を通じてDXスキルの向上を図る。 9. 自社内に加え、サプライチェーン全体におけるセキュリティ対策を強化し、DX推進におけるリスクを最小化する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ②取締役会決議に基づき、当社ウェブサイトにて公表した。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 株式会社日本オープンシステムズ　ウェブサイト内   DX戦略   1. 株式会社日本オープンシステムズ　ウェブサイト内   組織図 | | 記載内容抜粋 | 1. DX戦略：   （DX戦略の）取り組みを具現化するため、当社では「DX・システム部」を設置し、DX推進の中核として、DX戦略の実行から支援体制の強化までを一貫して担っています。  ＜DX戦略 項番7＞ 社内技術者に、ジョブまたはプロジェクトローテーションの機会を提供するとともに、社外研修やセミナーへの参加を通じてDXスキルの向上を図る。  ② 組織図：  「DX・システム部」を設置 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | * 1. 株式会社日本オープンシステムズ　ウェブサイト内   DX戦略 | | 記載内容抜粋 | 1. ＜DX戦略 項番1＞   DX推進に対する理解と取り組みを加速させるために、社内でデジタル技術活用例を共有する。  ＜DX戦略 項番3＞  DX推進を持続的に行うため、プロジェクト評価やベストプラクティスのフィードバックを取り入れる仕組みを整え、全社的なDXスキルを底上げする。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社日本オープンシステムズ ウェブサイト内  企業理念 | | 公表日 | 2025年2月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公開場所： <https://www.jops.co.jp/management/>  記載箇所：「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 以上の戦略内容に基づく具体的実施例の件数を指標として毎年度把握し、PDCAを回してまいります。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年2月21日 | | 発信方法 | DX戦略  <https://www.jops.co.jp/management/>  記載箇所：「DX戦略」 | | 発信内容 | 実務執行統括責任者である代表取締役社長自らが当社ウェブサイトにて情報を公開した。  近年、企業を取り巻く環境は急速に変化しており、デジタル技術を活用した競争力の強化と、変革を進めるための組織体制の重要性がますます高まっています。  こうした中、当社では、デジタルガバナンスコード3.0に準拠したDX戦略を策定し、取り組みを進めています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年6月頃　～　2024年7月頃 | | 実施内容 | 2024年度の実績を確認する為、「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いて、取締役全員および監査役、全部門長で自己診断に取り組んだ。2024年7月にIPAの自己診断結果入力サイトより登録を行なった。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2012年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ISO/IEC 27001に基づき、内部監査を実施している。  （ISO 9001:2022認証　　登録番号：116158A  　認証機関：URSジャパン株式会社） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。